

今後の検討事項について (案)

平成 29 年 9 月 1 日
中小企業・小規模事業者の活力向上のための
関係省庁連絡会議

新たに設置する各ワーキンググループ（WG）における当面の検討課題及びスケジュールとしては、以下のとおりとしたい。

1. 下請等中小企業の取引条件改善に関するWG

【当面の課題】

(1) 基準改正や「自主行動計画」の実施状況に関するフォローアップ

- ✓ 昨年 12 月に改正した下請法・運用基準、下請中小企業振興法・振興基準、手形通達の内容や本年 7 月に公表した型管理に関するアクションプラン等について、個別企業の具体的な行動につなげるべく、周知・浸透を図る。
- ✓ 各業界団体が策定した「自主行動計画」について、策定団体自ら浸透・実施状況の調査を実施し、自らフォローアップを行う。
- ✓ 政府は、関係団体の協力を得て実施するフォローアップ調査や下請Gメンによるヒアリング等を通じて、新しいルールの浸透状況、実施状況をモニターする。その上で、発注企業側と下請け企業側の情報の突き合わせを行い、個別企業への指導・要請、業界団体へのフィードバック、「自主行動計画」の改訂要請など、新しいルールの実施度を上げるための措置を具体化し実行する。

(2) 「自主行動計画」や「業種別下請ガイドライン」策定業種の拡大

- ✓ 業所管省の有する情報、現在実施している下請Gメンによるヒアリングや中小企業庁・公正取引委員会に寄せられる情報等を踏まえ、まだ策定していない業種での計画策定及び実施を要請する。
- ✓ また、同様に、業種別下請ガイドライン未策定業種についてもガイドラインの策定を検討する。

＜留意点＞中小企業・小規模事業者の生産性向上の努力・成果が、取引価格の引下げなどにより、発注者たる大企業に一方的に移転されることを防ぐことが必要。(WG3との連携)

【スケジュール】

8 月中	<ul style="list-style-type: none"> ○型管理について、受注者が発注者と協議・相談する必要がある項目について抽出。 ○下請Gメンによるヒアリングの実施（通年）
9 月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○型管理に向けた「アクションプラン」説明会の開催（全国） ○新たな「自主行動計画」「下請ガイドライン」策定要請業種の特定、要請 ○自主行動計画策定団体とのフォローアップ調査項目等の調整、実施手法の確認 ○自主行動計画策定団体によるフォローアップ調査の実施（～11月）
12 月 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○フォローアップ調査結果のとりまとめ・公表
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○フォローアップ調査の結果等を踏まえ、個社の取組改善、自主行動計画の見直しなどを要請。（～2月）⇒新年度の取引価格への反映を可能に ○大企業・下請中小企業への大規模アンケート調査（委託調査）の実施（～3月） ○新たな「自主行動計画」「業種別下請ガイドライン」の策定（～3月） ※必要に応じて、下請Gメンによる重点ヒアリング、大企業ヒアリング等の実施を検討。

2. 中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げ力WG

【当面の課題】

(1) 「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの全国展開

- ✓ 本年5月末から5道県で先行的に開始した「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの全国展開を図り、飲食業者等の賃金引上げに必要な経営力や収益力を高める。

(2) 「『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの小売業等への横展開

- ✓ 小売業のうち、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる飲食料品小売業について、生活衛生関係営業での経験も参考に、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設ける。
- ✓ 最賃引上げの影響など、さらに同様の取組が必要な業種について検討し、必要に応じて拡大を図る。

※上記(1)及び(2)の実施に当たっては、多くの中小企業・小規模事業者にアピールする趣旨で、チラシ等の広報を、関係省庁で実施する。

“最低賃金が上がります。最低賃金は守ることが必要です”

“最低賃金を守ることができるよう、皆さんの「稼ぐ力」を強くするお手伝いをします。収入を増やす工夫は？ 経費を減らす工夫は？ 一步先を視野に入れた経営をするためには、どんな点に着目することが必要か？ そのための準備策は？ などなど、お気軽に相談ください。”

“中小企業診断士、税理士や企業経営者OBなどが、皆さんの相談に乗り、アドバイスをします。”

(広報では、これまで相談に来た人の「声」や写真などを使用)

(3) 最低賃金法・最低賃金額改定等の周知・啓発等

- ✓ 本年10月の最低賃金額改定により最低賃金法違反が生じることがないように、業界団体や地方自治体等に対して、改定最低賃金額の周知・協力依頼を実施する。
- ✓ 最低賃金特設サイトやSNSを活用し、最低賃金制度、改定最低賃金額、最低賃金引上げに向けた中小企業支援策について情報発信を行うとともに、ポスター・リーフレット等の作成、掲出を行い、最低賃金法・最低賃金額改定の周知・啓発を図る。
- ✓ 生活衛生関係営業を始めとする事業者向けの最低賃金引上げに

向けた生産性向上の好事例集を作成・改訂し、展開する。

- ✓ 全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保に係る重点監督を実施し、最低賃金法の遵守を図る。

【スケジュール】

8月	<ul style="list-style-type: none">○各地方最低賃金審議会で答申○「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開や「『稼ぐ力』応援チーム」の横展開のための来年度予算要求や関係省庁との連携内容の検討
9月	<ul style="list-style-type: none">○「『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの飲食料品小売業等への横展開を開始○平成29年度最低賃金額の改定に関して、使用者団体、業界団体等に対する周知・広報の協力依頼を実施○引き続き最低賃金引上げに向けた生産性向上の好事例集の展開を図るとともに、最低賃金特設サイトやSNSを活用した最低賃金制度・改定最低賃金額等の情報発信や、ポスター・リーフレット等の作成・掲出
10月以降	<ul style="list-style-type: none">○各都道府県で順次、改定最低賃金額の発効○生活衛生関係営業における最低賃金引上げに向けた生産性向上の好事例集の作成○「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの全国展開を開始
30年 1月以降	<ul style="list-style-type: none">○全国の労働基準監督署で最低賃金重点監督を実施（～3月）
3月	<ul style="list-style-type: none">○最低賃金引上げに向けた生産性向上の好事例集の改訂

3. 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG

【趣旨及び進め方】

(1) これまでの議論の整理

政府決定の内容 ⇒ (別紙参照)

(2) 当WGで議論すべき課題

A : 長時間労働是正 (仕事の仕方や商慣習、公共調達の見直し、等)

B : 生産性の抜本的向上 (設備導入、IT、技術開発、販路開拓、M&A等)

C : 人材確保 (人手不足・働き方改革対応。M&Aによる事業承継等)

<留意点>

- ・多くの中小企業・小規模事業者は人手不足問題に直面しており、一律に長時間労働規制の対象とされることに懸念を示す声も上がっているところ。
- ・また、大企業側の「働き方改革」の推進により、下請中小企業側にそのしわ寄せが生じ中小企業の長時間労働化が助長されることを防ぐことも必要。
- ・さらに、中小企業・小規模事業者の生産性向上の努力・成果が、取引価格の引下げなどにより、発注者たる大企業に一方的に移転されることを防ぐことが必要。(WG 1との連携)

(3) 有識者等のアイデアの採りあげ

特に生産性向上の観点から外部有識者のアイデアを聴取し、議論に反映させる。そのため、本WGの趣旨や問題意識を踏まえ、「中小企業・小規模事業者における『働き方改革』・人手不足対応に関する検討会」において、テーマごとに有識者から意見を聴取する場を設置し、その意見を本WGに報告する。併せて、同検討会での議論の結論を本WGに報告する。

(4) 全国の中小企業者への周知及び意見・実情の吸い上げ

本WGの趣旨及び問題意識について、全国の中小企業者に対し、9月以降順次、県単位・ブロック単位で予算要求の内容等も含めた説明会を開催し、中小企業と意見交換を行う場を設ける。現場の様子、参加企業

側の疑問点、要望、意見など実情を把握する。併せて、地方メディアでの広報を行うほか、大臣等と業界との懇談の場でも適宜説明を行い意見を聴取する。

【当面の課題】

○長時間労働是正

- (1) 働き方改革における中小企業・小規模事業者の課題抽出
中小・小規模事業者の仕事の仕方を観察・整理して、「働き方改革」の実施に際する課題を抽出する。
 - ① 個社の仕事の仕方に起因する課題
 - ② 取引先との間の仕事の仕方に起因する課題
 - ③ 国、関係機関、自治体等の公共調達等に起因する課題
- (2) 課題を解決するための方策の検討
 - ① 個社支援スキームの検討
 - ② 事業者の共同対応への支援策の検討、及び関係機関が連携した対応の検討
 - ③ 国、関係機関、自治体等の公共調達等の課題の検討
- (3) 地方における相談・支援体制の整備
 - ① 厚生労働省と中小企業庁が連携を図りつつ、地方における支援体制を整備。
 - ② 自治体（都道府県・市町村）の担当部局と連携し、各地域の意見交換で聴取した実態を参考にして、企業からの個別相談に応じるとともに、企業に対する啓発を実施。

○生産性向上

- (1) 模範的な手法の発掘と普及
- (2) 「稼げる」サービスや製品の開発、販路開拓（ニーズ把握）支援
- (3) M&Aの活用、必要な行政サポート等の検討
- (4) 設備投資（新規・更新）、保有資産の稼働率の向上と不活用資産の処理の円滑化
- (5) 中小企業等経営強化法の執行体制の整備等（特に生産性向上が課題となっている業種における「事業分野別指針」、事業分野別経営力向

上推進機関の拡大、生産性向上に繋がる支援策の検討) (WG 2 との連携)

- (6) 各省庁の支援策間での連携強化
- (7) 地方における支援体制の整備 (「長時間労働の是正」(3)参照)

○人材確保

- (1) 大企業等の人材の中小企業等での活用促進に向けた取組、必要な行政サポート等の検討。
- (2) 女性・高齢者・外国人等の多様な人材確保のための支援策の検討。
- (3) 地方における支援体制の整備 (「長時間労働の是正」(3)参照)

【スケジュール】

- ・上記の取組にあたっては、自治体と連携して実施する。

8 月以降	○第 2 回中小企業・小規模事業者における「働き方改革」・人手不足対応に関する検討会の開催 (先進的な取り組みを行っている自治体からのヒアリングを実施)
9 月以降	○中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた対策 (案) の取りまとめ ○第 3 回中小企業・小規模事業者における「働き方改革」・人手不足対応に関する検討会の開催 (有識者グループからのヒアリングを実施) ○全国において、自治体の取り組み、中小企業・小規模事業者の声を掘り起こす地方説明会兼ヒアリングの実施を検討 (都道府県・ブロック単位で実施)